

<物 件>

次亜塩素酸ナトリウム仕様書

1	物件名称	次亜塩素酸ナトリウム
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙詳細仕様書のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は予定数量)	328 t
5	納入期限	令和元年7月1日から令和2年3月31日までの期間
6	納入場所	海老名市中河内1767番地
7	特記事項	年度当初に注文者と供給者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和2年4月1日から令和2年6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定とする。なお、供給者が当該契約を締結する意思がない場合等については、納入期限満了日の1か月前までに通知すること。
8	契約方法	単価契約(/t)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	上下水道局 技術部 浄水課 有馬浄水場 担当者 鹿野 吉晴 電話 046-238-1915 FAX 046-238-1927

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

購入物件内訳書(単価契約用)

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	予定数量	契約単価(円)
1	次亜塩素酸ナトリウム	仕様書のとおり	無	t	328	

- ・ 契約単価欄は、契約者が記入する。

次亜塩素酸ナトリウム詳細仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、横須賀市上下水道局有馬浄水場（以下「甲」という。）において浄水処理に使用する次亜塩素酸ナトリウムの仕様について定めるものである。

(品質)

第2条 納入する次亜塩素酸ナトリウムは、日本水道協会規格（JWWA K120:2008-2）の品質一級で、納入時の品質が下表に適合すること。

項目	品質
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素	12.0%以上
遊離アルカリ	2%以下
密度（比重）（20℃）	1.16以下
臭素酸	50mg/kg以下
塩素酸	4000mg/kg以下
塩化ナトリウム	1.0%以下

(品質検査)

第3条 納入する次亜塩素酸ナトリウムの品質検査については、次のとおりとする。

(1) 試験報告書（契約締結後）

契約業者（以下「乙」という。）は契約締結後、甲に対して、製造業者が製造する次亜塩素酸ナトリウムが最大注入率を 100mg/L 以上としたとき「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）別表第 1 に掲げる項目について、適合することを証明する試験報告書を提出しなければならない。試験方法については「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成 16 年 3 月、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）及び（JWWA Z109:2010）に基づき行うものとし、分析機関名を明記しなければならない。

(2) 検査成績表（納入毎）

乙は、甲に対して、納入する次亜塩素酸ナトリウムの検査成績表を、納入する輸送車ごとに提出しなければならない。試験項目は、前第 2 条に掲げる表の各項目について行うものとし、この成績表には、分析機関名を明記しなければならない。

(3) 乙は納入する次亜塩素酸ナトリウムについて、甲又は有馬浄水場運転管理業務受託者（以下「受託者」という。）の立会いのもと、現地搬入時に採取を行い、納入品が甲又は受託者が行う品質検査に合格後、納入を行うこと。品質が異なる場合は、乙の責任と負担により取り換えるものとする。

(納入場所及び方法)

第4条 次亜塩素酸ナトリウムの納入場所及び方法については、次のとおりとする。

(1) 納入場所

海老名市中河内 1767 番地

(2) 納入方法

次亜塩素酸ナトリウムの納入に当たっては、甲又は受託者が立会い、指示するものとし、甲の施設（受入口等）に適合した方法で納入すること。

(契約、発注方法および予定数量)

第5条 契約、発注方法および予定数量は次のとおりとする。

(1) 契約方法は、単価契約（1 t 当たり）とする。

(2) 発注は原則 10 t 単位とする。ただし、最終納入の発注は 1 t から 10 t とする。

(3) 予定数量は、328 t とする。

(納入期間及び納入時刻)

第6条 納入期間は、令和元年7月1日から令和2年3月31日までとし、納入日は、甲又は受託者の指定した期日とする。また、納入時刻は、午前9時から午後4時（正午から午後1時までの間を除く）までの間とする。

(緊急時の対応)

第7条 甲は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、乙は、緊急連絡先を提出するとともに、直ちに納入に応じることができる体制をとっておかなければならない。

(計量)

第8条 納入量の検収は、乙が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を甲に提出し、甲がこれを受領・確認することをもって甲の検収に代えるものとする。なお、これらに係わる証明費用は乙の負担とする。

(提出書類等)

第9条 提出書類等については次のとおりである。

(1) 契約締結後

- ア 試験報告書
- イ 緊急連絡先
- ウ 計量証明書
- エ 製品安全データシート

(2) 納入毎

- ア 納品書
- イ 検査成績表
- ウ 計量票

(3) その他

甲が提出を要求した書類等

(支払方法)

第10条 各月末締めをもって乙の請求により精算する。ただし、消費税として契約単価（税抜き）に数量を乗じた金額に、その税率相当額を加算（1円未満は切捨て）するものとする。

(その他)

第11条 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めることとする。

以上